

令和3年2月定例会 総務委員会（事前）

令和3年2月5日（金）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

浪越委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

この際、委員各位に御報告いたします。

昨日、2月4日開会の議会運営委員会において、今定例会提出予定議案のうち議案第60号、令和2年度徳島県一般会計補正予算（第10号）及び第61号の計2件については、本日の委員会で十分審議の上、2月10日の本会議においては委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の2月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料、説明資料（その2））

- 議案第1号 令和3年度徳島県一般会計予算
- 議案第50号 徳島県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例及び徳島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
- 議案第51号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正について
- 議案第60号 令和2年度徳島県一般会計補正予算（第10号）
- 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分 of 報告について
- 報告第3号 損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分 of 報告について

【報告事項】

なし

小澤警察本部長

私からは、本県の治安情勢と令和3年の県警察の主要施策について御報告します。

昨年中の刑法犯認知件数は約2,400件と過去最多であった平成15年の約2割まで減少する一方、DV・児童虐待事案等、女性や子供が被害に遭う人身安全関連事案は高い水準で推移しているほか、架空請求などの特殊詐欺の被害も後を絶たない状況にあります。

さらには、高齢者が当事者となる交通事故や南海トラフ巨大地震をはじめ、各種災害対応等、依然として治安上の課題は山積しています。

こうした治安情勢等を踏まえ、県警察では本年の運営指針を安全安心を誇れる徳島県の

実現と定め、各種の施策を推進してまいります。

それでは、主要施策の5項目について御説明いたします。

第1は、身近な犯罪の抑止であります。

良好な治安の確保は警察の活動のみで達せられるものではなく、防犯ボランティア団体によるパトロールや登下校の見守り活動など地域住民の方々の御協力が必要不可欠であります。県警察においては、引き続き、関係機関、団体と連携したパトロールをはじめ、SNS等を活用した情報発信活動等、治安情勢に即した効果的な犯罪抑止対策はもとより、防犯カメラ設置の働き掛けなど犯罪の起きにくい社会づくりを推進してまいります。

特に、児童虐待、ストーカー等、事態が急展開して重大事件に発展する可能性が高い事案に対しましては、危険性等を早期に見極めた上、被害者の安全確保を最優先とした対応に努めてまいります。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙であります。

昨年の殺人や強盗等の重要犯罪の検挙率は91.7パーセントでありました。

重要犯罪等の発生は県民の体感治安の低下につながることから、事件を認知した際には大量の捜査員を投入するほか、現場における鑑識活動を徹底して早期解決に努めてまいります。

次に、高齢者をはじめ幅広い年齢層に被害が広がっている特殊詐欺事件につきましては、認知件数は減少したものの、被害額は9,100万円余りと約1,400万円増加いたしました。

この種の犯罪は、全国を舞台として組織的に敢行されるケースが多いことから、引き続き、首都圏を中心に捜査員を派遣するなど実行犯の検挙に向けた捜査を進めるとともに、タイムリーな情報発信や金融機関等との連携によるATM前での声掛けなど被害防止に向けた取組にも努めてまいります。

第3は、交通死亡事故の抑止であります。

昨年の交通事故件数は2,100件余りと減少基調が続いており、また死者数につきましても現行の道路交通法が施行された昭和35年以降、最少の20人となりました。

これら死亡事故を分析しますと、依然として高齢者が当事者となる事故が多いほか、飲酒運転が原因となる事故の割合が全国に比べて高いなどの特徴があります。

県警察では、こうした交通事故の実態を踏まえ、関係機関、団体との連携による安全教育の推進、重大事故に直結する飲酒、暴走等の悪質、危険な違反の指導取締り、交通の安全と円滑に資する安全施設の整備等、総合的な対策により交通事故が1件でも減少するよう努めてまいります。

第4は、大規模災害、テロ等への対処であります。

昨年は、九州地方を中心に甚大な被害を出した令和2年7月豪雨をはじめ、全国各地で災害が発生しました。本県においても、南海トラフ巨大地震の発生や集中豪雨による河川の氾濫等が懸念されておりますが、県警察といたしましても、平素から各自治体や関係機関と連携した訓練を重ね、対処能力の向上に努めているところであります。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会につきましては、今春予定されている聖火リレー等の関連行事の開催に向け、テロの未然防止等に万全を期してまいります。

第5は、組織基盤の強化についてであります。

昨年、阿南・那賀両警察署を統合したほか、阿南市と阿波市における運転免許センターの運用を開始するなど、平成29年に策定した警察署再編整備等総合計画に掲げた施策は、おおむね実現いたしました。

引き続き、地域警察再編計画に基づく交番の拡充など、変化する治安、地域情勢や県民の方々のニーズ等を踏まえ、組織体制の見直しや業務の合理化等を進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、基本的な感染予防と感染拡大に留意するとともに、バックアップ体制の確立など、業務の継続に支障を及ぼすことのないよう配慮してまいります。

なお、3月1日には徳島中央警察署新庁舎の供用を開始することとしております。

新庁舎は、県都徳島市の治安を守る拠点として、更には新防災センターとしての役割を担うものであり、その機能が最大限に発揮できるよう万全を期してまいります。

以上、県警察が取り組む本年の主要施策について御説明いたしました。

委員各位の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

高橋警務部理事官

私からは、予算案等について御説明いたします。

まず、お手元の総務委員会説明資料中の令和3年度一般会計当初予算案について、御説明いたします。

説明資料の4ページをお開きください。

令和3年度警察本部当初予算額は215億6,456万3,000円で、前年度当初予算額と比較して、マイナス31億5,735万円、率にして87.2パーセントとなっております。前年度予算では、徳島中央警察署庁舎整備に要する建設事業費を計上していたことから、この分が大きく減額となっております。

次に、5ページをお開きください。

ただいま申し上げました当初予算案について、事項ごとに御説明いたします。

まず、公安委員会費として1,320万円を計上しております。その内訳といたしまして、公安委員3名の報酬598万6,000円、公安委員会の運営及び風俗営業関係等の許可事務に要する経費721万4,000円を計上しております。

次に、警察本部費として176億8,447万7,000円を計上しております。その内訳といたしまして、警察職員の給与166億3,277万4,000円のほか、警察施設の光熱水費や維持管理に要する経費など10億5,170万3,000円を計上しております。

次に、警察施設費として7億887万3,000円を計上しております。その内訳といたしまして、交番、駐在所等整備事業費として駐在所のリフォーム整備などに要する経費4,432万円、警察署整備事業費として新防災センター（徳島中央警察署）施設整備事業、小松島・阿南両警察署庁舎の防災機能強化などに要する経費3億5,464万9,000円、警察職員宿舍整備事業費として老朽化した職員宿舍の解体に要する経費3億990万4,000円をそれぞれ計上しています。

次に、運転免許費として、運転免許試験や行政処分及び運転免許証の作成等に要する経費などで8億760万1,000円を計上しています。

次に、恩給及び退職年金費として、恩給受給者に対する恩給等に要する経費1,278万2,000円を計上しています。

続きまして、6ページをお開きください。

警察活動費として23億3,763万円を計上しております。

その内訳といたしまして、「未知への挑戦」実装費として新たな行政課題に柔軟かつ迅速に対応するための経費500万円、警察装備費として、警察装備品の整備及び運営に要する経費2億1,802万2,000円、一般警察活動費として、交番、駐在所の地域活動等に要する経費4億7,753万4,000円、刑事警察費として、犯罪捜査及び犯罪防止活動等に要する経費3億59万5,000円、交通指導取締費として、交通事故・事故捜査及び交通指導取締りに要する経費2億1,238万円、交通安全施設整備事業費では、国庫補助対象事業として信号機の高度化等に要する経費3億2,186万2,000円、県単独事業として、信号機の整備、標識や標示の更新等に要する経費3億6,659万6,000円、その他、交通安全施設の電気代や維持補修に要する経費4億2,420万1,000円、合計11億1,265万9,000円を計上しています。最後に、道路交通情報提供費として、道路交通情報を提供する業務の委託経費1,144万円を計上しております。

以上、令和3年度一般会計当初予算案について御説明いたしました。

続きまして、7ページをお開きください。

債務負担行為についてでございます。

まず、徳島東警察署等PFI事業契約については、徳島中央警察署旧庁舎の解体に際し、関係法令の改正によりアスベストの調査項目等に変更があったことから、増額の変更契約を締結するための経費として165万円、警察署整備事業工事請負等契約については、警察本部庁舎の変電設備改修工事を令和3年度、令和4年度の2か年で実施することとしており、2か年分の経費として3億8,510万4,000円、自動車保管場所システム電子計算機等賃貸借契約については、令和3年度から自動車保管場所ワンストップサービスシステムの運用を開始することとしており、令和4年度から令和8年度までの賃貸借経費として1億70万7,000円、これらについて債務負担行為として議決をお願いするものであります。

続きまして、総務委員会説明資料（その2）の令和2年度一般会計補正予算案について、御説明いたします。

まず、1ページをお開きください。

歳入歳出予算総括表であります。総額で380万9,000円の増額補正をお願いしております。

次に、2ページをお開きください。

補正予算に係る事業について、御説明いたします。

資料の下から2番目に記載してあります、警察活動費の一般警察活動費として380万9,000円の増額補正をお願いしております。

この経費は、コロナ禍における取組として、オンラインによる部内会議や採用説明会の開催に要する経費でございます。

次に、3ページをお開きください。

繰越明許費案について、御説明いたします。

繰り越す事業は、ただいま説明いたしました補正予算に係る事業であり、計画に関する諸条件により、全額を来年度に繰り越すものであります。

以上、令和3年度一般会計当初予算案等について、御説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

神谷警務部長

私からは、条例案について御説明いたします。

お手元の総務委員会説明資料の8ページを御覧ください。

2、その他の議案等にあります（1）条例案のア、徳島県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例及び徳島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について御説明いたします。

改正の理由は、業務の効率化に資するため、宣誓書における押印を不要とする必要があるためでございます。

改正の概要は、徳島県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例及び徳島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例、それぞれに規定する宣誓書中の印を削り、押印を不要とするものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日としております。

次に、イ、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正について御説明いたします。

改正の理由は、食品衛生法等の一部を改正する法律により、食品衛生法の一部が改正されたことに伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例において引用しております同法の条項について所要の整理を行うものでございます。

改正の概要は、条例の第7条第2号イにおいて引用しております食品衛生法の条項が第52条第1項から第55条第1項に改正されたことから引用条項の整理を行うものであります。

なお、施行期日につきましては、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行の日であります、令和3年6月1日から施行することとしております。

以上が、条例案の概要でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

山本首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について御報告いたします。

交通事故が1件、捜査活動に伴う物損事故が3件でございます。

お手元の総務委員会説明資料の9ページを御覧ください。

まず、交通事故について説明いたします。

令和2年9月18日、阿波吉野川警察署員の運転する捜査用車両が信号のない交差点を直進する際、右方から直進してきた相手方車両と出会頭に衝突した物損事故であり、県の賠償金額を9万4,000円と決定し、和解いたしました。

次に、説明資料の10ページを御覧ください。

捜査活動に伴う物損事故3件について御説明いたします。

1件目は、令和2年10月1日、阿南警察署員がパトカーに乗車するため、運転席ドアを開けた際、誤って隣の駐車車両に接触させた物損事故であり、県の賠償金額を8万3,397円と決定し、和解いたしました。

2件目は、令和2年11月4日、徳島中央警察署員が相手方マニュアル車のミッションがバックギアに入っていることを確認しないまま、エンジンを掛けようとしたため、同車両が動き、車庫のシャッターに衝突した物損事故であり、県の賠償金額を47万9,600円と決定し、和解いたしました。

3件目は、令和2年12月1日、徳島板野警察署員がパトカーから荷物を降ろすため、後部座席ドアを開けた際、誤って隣の駐車車両に接触させた物損事故であり、県の賠償金額を10万5,000円と決定し、和解いたしました。

専決処分の報告は、以上でございます。

浪越委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしく願います。

それでは、質疑をどうぞ。

岩丸委員

私のほうからは、警察行政手続のデジタル化に向けた取組についてお伺いいたします。

先ほど神谷警務部長から御説明を頂きました徳島県公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、その趣旨は、業務の効率化に資するため押印を不要とするものということでありました。現在、デジタル化が進められている中、その一環として、各省庁あるいは自治体の行政手続における押印の見直しが行われており、それを受けてのものと思われまます。また、過日、警察庁から、年明けには警察署の窓口で行う行政手続について押印を廃止する旨の発表がありましたが、押印の廃止対象となる手続はどのようなものがあるのか。また、いつから廃止となるのか。県警察の方針、決定事項についてお伺いいたします。

田中企画課長

昨年7月に閣議決定されました規制改革実施計画におきまして、行政手続における押印の抜本的な見直しが掲げられたことを踏まえまして、警察においても、申請に必要な書類に押印を求めている手続につきまして、順次、見直しを行っているところでございます。

見直しの内容につきましては、国の法令によるものについては警察庁において、また、県の条例、公安委員会規則、警察本部長の通達等によるものについては県警察において、それぞれ申請書等の様式から印の文字を削除するなどして、押印を不要とするものでございます。警察庁では、昨年末、関係法令を改正いたしまして、自動車の保管場所証明、道路使用許可の申請など約270の手続で押印を不要といたしました。

また、県警察におきましても、昨年末から本年1月にかけて、関係規則等を改正し、通行禁止の除外、駐車許可の申請など約190の手続で押印を不要としたところがございます。この約460の新しい様式につきましては、県警察のホームページでダウンロードできますほか、警察署の窓口に備え付けておりまして、既に新しい様式で申請を受理しているところがございます。

岩丸委員

従来は、押印によって一定の信用性が担保されていたようにも思うわけですが、それを廃止することによって、例えば他人名義で申請書類を提出するなどのなりすましというのが出てくるようなおそれもあるのではないかと思います。

そこで、押印を廃止した場合の本人確認はどのようにしようと思っているのか、お伺いいたします。

田中企画課長

本人確認の件でございます。

押印につきましては、委員から御質問にありましたように、本人確認、また文書の真正性担保のために行われてきたものでございます。警察に対する申請等の手続におきましては、運転免許試験のように、法令で住民票の写しなど本人確認ができる書類を申請書に添付しなければならないとされている手続がありまして、これらにつきましては、今後も同様の手法により確認を行うものでございます。また、法令等に定めはありませんが、例えば、スクールゾーンの通行許可申請など、本人確認が必要なものにつきましては、運転免許証などの提示を求めることとしております。

名義人以外の者による申請であることが疑われるなど、不審な点が認められる場合は、窓口や電話等で名義人に対して必要な確認を行うこととしてございまして、引き続き、適当な手段で本人確認を実施してまいりたいと考えてございます。

岩丸委員

分かりました。

また、報道等によりますと、警察庁では運転免許証更新時の優良運転者講習のオンライン化や、運転免許証とマイナンバーカードの一体化など、加速度的にデジタル化が進められているということであります。このようにデジタル化によって手続が簡素化されることは、県民の利便性の向上や職員の負担軽減にもつながると思います。また、接触をなくすことで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防の面でも大きな効果があると思われるわけであります。一方、サイバー空間を悪用した犯罪が増加傾向にある中で、セキュリティ面などの様々な課題もあると考えております。

こういったことを踏まえ、各種手続のデジタル化に向けて、今後どのように取り組まれていくのか、お伺いいたします。

田中企画課長

警察庁におきましては、警察業務をデジタル社会に対応させることを目的といたしまし

て、委員の御質問にありましたけれども、運転免許証とマイナンバーカードの一体化のほか、道路使用許可の申請などをオンラインで受け付けるポータルサイトの開設などを検討してございます。

また、冒頭、警務部理事官から説明させていただきましたとおり、県警察におきましては、自動車の保有手続に必要な保管場所証明の申請手続をオンラインで行うことができずワンストップサービスの導入に向けまして、来年度の当初予算案に必要な経費を計上するなど、デジタル化に向けた取組を進めているところでございます。今後、行政手続のデジタル化が更に推進されるものと認識してございまして、県警察におきましても、セキュリティ面も含めて必要な準備を進めてまいりたいと考えてございます。

岩丸委員

デジタルトランスフォーメーションは時代の要請でもあり、しっかりと推進していかなければいけないと認識しているところでございます。

デジタル化の推進は、利便性の向上にもつながってくると思うわけですが、それになじまない方もおいでます。従来の手続のほうが慣れているし、いいなと思っている方もおいでますので、どうか今後の各種手続のデジタル化については、県民の皆様がより良い行政サービスを享受できるように、分かりやすく丁寧な説明をしながら進めていただきたいということをお願いして終わります。

山田委員

緊急案件ということで、ハラスメント事案についてお伺いしたいと思います。

昨年、県警の巡査長と50代男性警部を内部処分として本部長訓戒処分にしたという報道がされました。ハラスメント事案は重大な人権侵害です。県警察によるハラスメント事案が相次いで発生している。6月議会でも指摘しましたけれども、県警察の人権意識に大きな問題があるのではないかと思います。

そこで、今回のハラスメント事案について、数点お伺いしたいと思います。まず、2件のハラスメント事案の概要を御報告ください。

山本首席監察官

2件の事案の概要についてでございます。

一つ目の事案につきましては、警察署に勤務する20代の男性巡査長が、令和2年5月頃から7月頃までの間、同僚職員に対しまして体型をやゆする言動や飲食の無理強いなどの不適切な行為をしたものでありまして、令和2年10月、本部長訓戒処分としたものでございます。

二つ目の事案につきましては、警察署に勤務する50代の男性警部が、平成31年4月頃から令和2年3月頃までの間、部下職員に対しまして頭を小突く、怒鳴りつけて叱責したほか、長時間立たせたまま指導するなどの不適切な行為をしたものでございまして、令和2年11月、本部長訓戒処分としたものであります。

山田委員

両方ともけしからん話です。

特に、50代警部のパワーハラスメント事案です。報道によると、部下職員に右手の拳で頭を小突いたり、名前を大声で呼んで叱責する。それも、かなり長期間していたということで、これは明らかに暴行や傷害事件だと思うのですけれども、これを事件化しないのはなぜですか。

山本首席監察官

50代警部の行為をなぜ事件化しないのかという御質問でございます。

被害職員の、行為者に対します処罰意思はありませんでした。さらには、行為の態様であるとか程度に鑑み、立件を要しないと判断したものでございます。

山田委員

今の説明ではよく分からない。

6月議会でハラスメント対策について、当時の本部長から、ハラスメントをしない、させない、許さない職場環境づくりに努める、ほかの理事者からも厳しく対応する、決意を持って取り組むなどの答弁が出されました。しかし、結果的には、その場しのぎのアピールだったのかと言わざるを得ない。厳しく対応するのであれば、なぜ懲戒処分しないのか。

そこで、この度の処分をどのように決めたのか、もっと厳しい処分をすべきでなかったのかと思いますけれども、この点はどうでしょうか。

山本首席監察官

当事者の処分について、もっと厳しい処分にすべきでなかったのかという御指摘でございます。

職員の処分に当たりましては、当該行為に至った経緯、態様、程度、関係職員に与えた影響、階級、職位等職務上の立場など、調査により明らかになった事実を即しまして、また過去に行った処分事例、警察庁の懲戒処分の指針などを総合的に考慮しまして、その量定を判断しているところでございます。

山田委員

こういう説明なんですけれども、これは県民的になかなか納得できないと思います。

同時に、各事案とも職場内で一定期間行為が行われている。当然、周囲の監督する立場の職員もそういうことを認識していたと思われるのですけれども、それらの監督する立場の職員に対する処分はしたのかという点についてはどうですか。

山本首席監察官

2名の職員を監督する立場の職員の処分状況についてでございます。

一つ目の巡査長の事案につきましては、巡査長の行為を黙認したとしまして、直属の警部補に対しまして業務指導を行いました。

二つ目の事案では、警部の行為を認識しながら、その指導を怠ったといたしまして、副

署長に対しまして業務指導を行ったところでございます。

山田委員

今、報告があったのですけれども、いずれも非常に軽い処分です。これで本当にハラスメントがなくなるのか。これは、相次いでハラスメント事案が発生している要因の一つです。

前々から指摘していますけれども、内部処分ですから、マスコミの皆さんが情報公開請求して明らかになったということです。しかし、知事部局や教育委員会では内部処分も発表しているのです。度々指摘しています。この2例の事案を受けて、さきの9月議会の時も指摘したのですけれども、やはり、県警察においても内部処分を公表するということをきちんとやっていかないと、マスコミの皆さんが情報公開請求しなかったら分からないという状況が続くわけです。これは、やはり異常な状況だと思うのです。内部処分についても公表するということをそろそろ検討する時期に来ているのではないですか、どうですか。

山本首席監察官

懲戒処分に至らない内部処分につきましても公表すべきではないのかという御指摘でございます。

これまでの繰り返しの答弁になりますけれども、県警察における処分に関しましては、警察庁の懲戒処分の発表の指針を参考にいたしまして、事案ごと個別具体的に検討を行い、公表の是非を判断しているところでございます。引き続き、同様の考えの下、適切に対応してまいりたいと考えております。

山田委員

今の答弁ではとても納得できない。

そこで、これは本部長に聞いておかないといけない。知事部局と教育委員会はしているわけですから、過程も含めて内部処分を県警察として公表すべきと思います。

それと、これまでいつも同じ答弁です。真剣にパワーハラスメントをなくそうという気があるのか。パワーハラスメントがまかり通る職場環境を改善しないままで治安維持ができるはずがないと思うんです。そういう面では全く真剣みが感じられない。相次いでハラスメントが発生している事態をどのように認識して、本部長としてどのように対応するのか。本部長の決意等が問われています。

こんなことが毎年続くような状況になったら、本当に県民の皆さんに不信感を与えます。

私は、今回のようなハラスメント事案についてある講座に出たのですけれども、弁護士さんによると、時代の流れで言ったら、自治体のハラスメント事案等々をきちんと克服するというのを真剣にやるという状況になっているそうです。

ここですぐにやりますと言わなくていいので、真剣に検討をすべきではないかと思うのですけれども、警察本部長の認識と対策、見解をお伺いしたいと思います。

小澤警察本部長

県警察におきましては、ハラスメントに関する全職員の意識改革を図るため、本部管理部門の幹部による所属長を含む本部及び警察署の全職員を対象とした巡回研修を繰り返し実施しております。また、QRコードを活用いたしまして、職員やその家族が気軽にハラスメントについて相談できるような通報制度を昨年6月から開始しております。そのほか、会計年度任用職員を含む全職員対象のアンケート調査を実施するなど、職場環境の改善等に取り組んでいるところであります。

この度の2件の行為につきましても、先ほど申し上げました新たに運用を始めた通報制度により明らかになったものでございます。

職員の指導といいますのは、警察業務の特殊性から時には厳しさが必要な場合もあります。厳しい指導なのかパワーハラスメントであるのかを分けるといえるのは、良好な人間関係や信頼関係が築けていることはもとより、言動など指導方法によるところもあると考えております。そのため、全職員に対し、パワーハラスメントはどのようなものであるのかしっかり認識させ、繰り返し指導、教育していくことで、ハラスメントが発生しない職場環境を作ってまいりたいと考えております。

山田委員

やはりパワーハラスメントの認識がまだまだ浅いと思います。

本当に今、国を挙げて、また司法のほうでもかなり厳しい対応がうたわれています。

先ほど答弁がなかったけれども、やはり内部処分が、マスコミの皆さんが情報公開請求しなければ分からないという状況は、急いで改善が要ると私は思うのです。

この点だけ警察本部長に再確認したいのですけれども、内部処分の公表の検討をそろそろやる時期に来ているのではないかと思うのですけれども、この点はいかがでしょうか。

山本首席監察官

内部処分の公表の件でございます。

懲戒処分の発表の指針は適時適切に行って、同種事案の再発防止や職務執行の適正、職務倫理の保持を図ることなどを目的に、警察庁が発表を行う懲戒処分の種類、発表の時期等について原則的な取扱いを示したものと承知しております。

一方、内部処分につきましては、懲戒処分に至らない職員の規律違反に対しまして、任命権者若しくは指揮命令監督権を有する上司が、当該職員の以後の職務履行の改善、向上を目的に行うものでありまして、制裁というより、内部の指導監督的な性格を有するものでございます。したがって、基本的には公表は考えていないところであります。

今後も、この発表の指針に基づきまして、発表すべきものにつきましては積極的に広報し、あるいは議会にも報告させていただきたいと考えております。

山田委員

今の答弁はとても納得いくものではありません。県民からも厳しい批判の目が向けられると思いますので、まだ、これから付託委員会もありますので、引き続き聞いていきたいと思っております。

高井委員

私のほうからは先議の補正予算に関連して、採用関係のことについて伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

昨年の議会でも取り上げましたが、コロナ禍における新たな採用活動の取組として、ウェブ会議システムの導入やウェブ採用説明会の開催に要する経費が今回計上されました。今まで人手不足の状況でありましたが、コロナ禍により官民共に人材育成、採用関係は非常に流動的になっていて不透明な状況になっています。内定切りのニュースなどもありますし、非常に厳しい状況に置かれている若い方々も多いと思います。

そういう中でも、人材確保はとても大事ですし、特に警察業務におきましては、先ほど話もあったデジタル化であったり、現代に応じた様々な対応をすることが必要で、多様な人材確保が必要だと思えます。組織運営にも大きく関わることだと思えます。

まずは、5年程度の警察官の受験者数、採用者数、競争倍率についてお聞かせ願いますでしょうか。

生原警務課長

警察官の採用試験の受験者数等の状況について御質問いただきました。

警察官の採用は、欠員補充の原則から退職者数に応じた人数を採用しているところでございます。近年は、大卒、高卒合わせて毎年50人程度を採用してございます。受験者数は、5年前の平成28年度は362人でしたけれども、令和2年度は290人と減少しております。これに伴いまして競争倍率も平成28年度の7.1倍から令和2年度は5.3倍に低下しているところでございます。

優秀な人材確保のためには、採用試験の競争性を高めることが非常に重要でありますので、一人でも多くの若者に県警察の仕事に興味、関心を持ってもらい、採用試験を受けてもらえるように努めてまいりたいと考えてございます。

高井委員

学生さんの人数も人口減少社会の中で減っていることは仕方がないと思うのですが、鋭意努力をしていただいているという中で、5.3倍の倍率ということで、優秀な人材をこれからも採用していければいいなと思えます。

これまでも女性警察官の採用について、この委員会等でも取り上げてきました。社会は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法なるものができまして、女性の採用の機会を提供したり、いわゆるワーク・ライフ・バランスと言われる家庭と仕事を両立しやすい体制整備をしてもらうということになっております。

県警察は、今までも女性警察官の採用などに取り組んでくださっておりますが、現在の女性警察官の採用又は登用状況を教えていただけますでしょうか。

生原警務課長

県警察では、女性警察官の採用拡大を図っておりまして、令和2年4月1日現在、女性警察官は143人で、警察官の条例定員に占める割合は約9.2パーセントという状況でございます。

ます。女性警察官につきましては、警察本部と全ての警察署に配置し、能力や経験、実績等を踏まえまして、生活安全、刑事、交通、警備といった各部門に幅広く登用している状況でございます。

また、現在6人の女性警察官を組織の基幹要員として活躍が期待されます警部に登用し、警察本部の課長補佐や、警察署の課長職に配置している状況でございます。女性警察官は警察業務の幅広い分野で活躍しておりまして、なくてはならない存在となっているところでございます。引き続き、女性警察官の積極的な採用や登用の拡大に努めてまいりたいと考えてございます。

高井委員

約9.2パーセントということです。順調に進んでいると感じました。

いろいろな所で女性警察官が活躍されているところを拝見します。特に、先ほど報告のあったDV事案や児童虐待事案、また女性の立場で関わったほうがよい場合、保護された方々にとっても圧迫感が少ないなど、いろいろなメリット、活躍できる部分は多いと思います。

政治の世界でも女性が少ないと言われていまして、今、1割に届かないというところで。県警察においては9.2パーセントということで、今まで警察の職場は女性が縁遠かった部分もあったと思うのですが、9パーセントを超えて採用されているというのはすばらしいことであるし、これからも健康に気を付けて頑張っていただきたい。引き続き、県警察としてもいろいろな場所へ採用に向けて、取り組んでいただきたいというふうに思っています。

特に、平成30年度から再採用制度を取り入れてくださっていると思います。これも以前に質問したと思うのですが、警察官として4年以上の勤務経験を有する者で、結婚や出産、育児、介護等、やむを得ない事情によって退職した方を再度採用するという制度も導入してくださっています。子育てが終わってまた職場に戻りたいという女性の後押しになっていると思って評価しているのですが、この再採用制度について、開始からの実績等はいかがでしょうか。

生原警務課長

再採用制度につきましては、本制度を開始するに当たり、高井委員の御提案も踏まえまして、平成30年度から運用しているところでございます。この再採用制度といいますのは、結婚、出産、育児、介護等、やむを得ない理由で警察官を退職した人を、再度警察官として採用するものでございます。これまでの実績といたしましては、平成31年に女性警察官1名を採用したところでございます。本制度によりますと、育児、介護等の理由でやむなく職場を離れることになった方を再び採用できますので、即戦力としての活躍が期待できます。引き続き、この制度の活用によりまして、優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

高井委員

よろしく申し上げます。

先ほどもパワーハラスメントの話がありましたが、やはり女性が職場が増えてくると、セクシャルハラスメント等の問題が出てくることもあろうかと思えます。また、そうしたことも研修等にも加えていただいて、いわゆるハラスメントを全体的に減らすというか、人権に配慮した様々な施策や、活動する中でハラスメントに対する高い意識は非常に大事なことだと思えますので、そうした点も気を付けながら、これからも意欲を持って働く女性警察官が増えていくように御尽力いただきたいと思います。

今回導入するオンライン説明会は時節にも合っていると思えますが、オンラインだと徳島県警察に入ってくれる人に売り込むという点で、圏域を狭くすることなく日本全国にアプローチできます。こうした柔軟な発想で、引き続き、より多くの方を採用できるように、間口を広げるよう検討していただけますようよろしくお願い申し上げます、質問を終わります。

浪越委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時22分）